

銚子市公共下水道事業運営協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道事業の健全な経営に資するため、銚子市下水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 下水道事業の運営に関する意見を聴くため、協議会を置く。

(定義)

第3条 この要綱において「下水道」とは、銚子市下水道条例（昭和58年銚子市条例第12号）に基づく公共下水道及び銚子市住宅団地下水道の設置及び管理に関する条例（昭和59年銚子市条例第38号）に基づく住宅団地下水道をいう。

(組織)

第4条 協議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 下水道使用者の代表

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市環境部都市整備課において所掌する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。